			免	と許の内容となるべき事項等					左 → 由 ⇒ =	<i>t</i> z. <i>⇒t</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4001号	第1種 区画漁業	貝類	1月1日 から 12月31日	漁場の位置 鳥羽市小浜町日ヶ崎地先	1 2	で間標識ない。 真珠ではない。 真確にない。	小浜	平成30年 9月1日 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日

注:				夕	色許の内容となるべき事項等					在新山 華	<i>Δ</i> . ⇒ <i>r</i>
第4002号 区画漁業 養殖業 から 12月31日 まで 鳥羽市鳥羽主水山地先 置しなければならない。 9月1日 から 平成35年 平成30年 8月31日 ならない。 第4002号 (垂下式) 12月31日 まで 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 鳥羽一丁目主水山丸山標柱 ア 1 から235度00分115メートルの点 イ 1 から235度00分115メートルの点 ウ 1 から337度00分315メートルの点 エ 1 から358度30分460メートルの点 2 真珠母貝を養殖してはならない。 新してはならない。	公示番号	漁業種類	漁業の 名 称		漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免計中請 期 間 	免 許 予定日
	三重区	第1種 区画漁業	名 称 月類 養殖業	時期 1月1日 から 12月31日	 漁場の位置 鳥羽市鳥羽主水山地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 鳥羽一丁目主水山丸山標柱 ア 1から235度00分115メートルの点イ 1から266度00分170メートルの点ウ 1から337度00分315メートルの点エ 1から358度30分460メートルの点 	1	夜間標識を設 置しなければ ならない。 真珠母貝を養 殖してはなら		平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日	平成30年9月1日

			夕	と許の内容となるべき事項等					左 → 由 ⇒ =	<i>t</i> z. <i>⇒k</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4003号	第1種 区画漁業	名 称 貝類	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 鳥羽市小浜町戸島の地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 鳥羽一丁目北主水山東南東の標柱 ア 1から2度50分316メートルの点 イ 1から24度50分280メートルの点 ウ 1から27度20分568メートルの点 エ 1から16度20分610メートルの点	1	夜間標識を設置しなければならない。	鳥羽	平成30年 9月1日	平成30年 4月3日 から	平成30年9月1日

			· 夕	と許の内容となるべき事項等					在新山寺	Æ = hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4004号	第1種 区画漁業	名 称 貝類	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 鳥羽市坂手町地先	1 2	夜間標識を設 置しなければ ならない。	坂手	平成30年 9月1日	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			免	と許の内容となるべき事項等					在新山寺	Æ. = hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4005号	第1種 区画漁業	名 有 有 有 有 工	時期1月1日 から12月31日 まで	漁場の位置 鳥羽市坂手町地先	1 2	夜間標識を設 置しなければ ならない。	坂手	平成30年 9月1日 水成35年 8月31日 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日

			· 夕	と許の内容となるべき事項等				在新山寺	<i>t</i> z. <i>⇒</i> tr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4006号	第1種	具殖業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		漁場の位置 鳥羽市桃取町牛島地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 鳥羽市桃取町イコシ鼻 基点2 鳥羽市桃取町田の下の鼻 ア 1から173度00分180メートルの点 イ 2から172度00分120メートルの点	夜置な 真殖ない。 真殖ない。 養ら	桃取町	平成30年 9月1日 平成35年 8月31で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4月3日 から	平成30年9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					在計畫	Æ ≛ r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域] f	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4007号	第1種 区画漁業	具殖業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	12月31日		1 2	夜間はない。 真殖ない。 真殖ない。 養ら	桃取町	平成30年9月1日 平成35年8月31日 平成35年8月31日 平成35年8月31で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成30年4月3日 平成30年 4月3日 平成30年 6月29日 ま 6月29日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成30年9月1日

			· 夕	と許の内容となるべき事項等					左 → 由⇒	<i>^</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	│ 免 <u>許</u> │ 予定日
三重区 第4008号	第1種 区画漁業	(A) 大(A) A(A) A(A) A(A) A(A) A(A) A(A) A(A) A(A) A(A) A<	時期1月1日 から12月31日 まで	漁場の位置 鳥羽市桃取町刈谷浦地先	1 2	夜間標識を設 置しなければ ならない。	桃取町	平成30年 9月15年 8月31年 8月31年 8月31で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			免	と許の内容となるべき事項等 で許の内容となるべき事項等					左 ★ 由 ≢	Δ. ⇒⁄r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4009号	第1種 区画漁業	名	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 鳥羽市答志町魚見山地先	1	真珠母貝を養殖してはならない。	桃取町 答志 和具浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等				みかけき	<i>\$</i> 2. = 5/r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種 区画漁業	貝類 養殖業	時 期 1月1日 12月31日 まで	漁場の位置 鳥羽市安楽島町地先	1 夜間標識を記さい。 2 真珠しない。 2 真確ない。 4 が 5 を 5 を 5 が 6 が 6 が 7	安楽島	平成30年 9月1日	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日

				色許の内容となるべき事項等					在新山寺	<i>‡</i> ±. <i>⇒</i> /r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4011号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 鳥羽市安楽島町地先	1 2	を間標さい。 真確ない。 真確ない。	安楽島	平成30年 9月1日 水成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	平成30年9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					在新山寺	Æ = hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4012号	第1種 区画漁業	漁名養垂類業類類業(垂(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三(三<	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 鳥羽市安楽島町蜂ヶ崎地先	1	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区 安楽島	存続 30年 9月 15 31 7 7 8月 31 7 7 8月 31 7 7 8月 31 7 7 8月 31 7 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			夕	と許の内容となるべき事項等					左÷r 由≢	<i>_</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4013号	第1種 区画漁業	名 称 貝類	時期 1月1日から 12月31日まで	漁場の位置 鳥羽市安楽島町上手の浜地先	1	制限又は条件 真珠母貝を養殖してはならない。	安楽島	存続期間 平成30年 9月1日 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

次元番号 漁業の 漁業の 漁業の 漁場の位置及び区域 制限又は条件 地元地区 存続期間 短流地区 存続期間 東京 日1日 市 市 市 市 市 市 市 市 市			免許の内容となるべき事項等					在新山 主	
第4014号区画漁業 第4014号養殖業 (垂下式)から 12月31日 まで鳥羽市安楽島町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 安楽島町白根崎基標 ア 1から344度00分300メートルの点 イ 1から 21度00分750メートルの点 ウ 1から 38度00分620メートルの点置しなければならない。9月1日 から 平成35年 第してはならない。4月3日 から 平成30年 8月31日 まで	公示番号漁業和	類漁業の漁業の名称時期			制限又は条件	地元地区	存続期間	免計中請 期	免 許 予定日
	三重区 第1 区画流	類名称時期重貝類1月1日業養殖業から(垂下式)12月31日	 漁場の位置 鳥羽市安楽島町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 安楽島町白根崎基標 ア 1から344度00分300メートルの点イ 1から 21度00分750メートルの点ウ 1から 38度00分620メートルの点 	1	夜間標識を設 置しなければ ならない。 真珠母貝を養 殖してはなら		平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日	平成30年9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					在新山寺	<i>t</i> z. <i>⇒</i> /r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4015号	第1種 区画漁業	名	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 鳥羽市浦村町白根崎地先	1	真珠母貝を養殖してはならない。	浦村	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			免	許の内容となるべき事項等				在新山 津	<i>‡</i> . ⇒ <i>h</i>
公示番号	魚業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種	貝類 養殖業	1月1日 から 12月31日	漁場の位置 鳥羽市浦村町地先	を間にない。 真殖ない。 真殖ない。 養ら	浦村	平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					在新山寺	Æ ⇒ hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4017号	第1種 区画漁業	名	時期 1月1日から 12月31日まで	漁場の位置 鳥羽市浦村町地先	1 2	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区 浦村	存続期間 平 30年 9月15年 8月31で 平 8月31で	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					在新山寺	Æ = hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4018号	第1種 区画漁業	名 称 貝類	時期1月1日 から12月31日 まで	漁場の位置 鳥羽市浦村町今浦地先	1 2	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区浦村	存続 30年 9月15年 8月31で 第1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	期 平成30年 4月3日 から	

			夕	と許の内容となるべき事項等					<i>\$</i> . ⇒ <i>k</i> th ⇒≠	<i>^</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期 間	免 許 予定日
三重区	第1種 区画漁業	貝類 養殖業	から	漁場の位置 鳥羽市浦村町潟の浦地先	1	真珠母貝を養 殖してはなら ない。	浦村	平成30年 9月1日 から	4月3日 から	平成30年 9月1日
第4019号		(垂下代)	12月31日 まで	 漁場区域 次のエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次結んだ直線及工、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次結んだ直線及工・2、基点3・4間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域 基点1 浦村町大潟浦長兵衛畑小屋の鼻基点3 浦村町大潟浦中いまめ崎鼻基点4 浦村町大潟浦でいるが浜の鼻基点5 浦村町根敷さくらがい鼻基点6 浦村町根敷なげ島の鼻 基点7 1から7見通し線上10メートルの点2から3見通し線上10メートルの点2から3見通し線上10メートルの点2から5見通し線上10メートルの点2から5から4見通し線上10メートルの点2から5り度00分190メートルの点2から25度00分185メートルの点2から25度00分190メートルの点2から290度00分190メートルの点2から290度00分190メートルの点2から290度00分190メートルの点2を100分190メートルの点2を100分190メートルの点2を100分190メートルの点2を100分190メートルの点2を100分190メートルの点2から290度00分190メートルの点2から1900分190メートルの点2 				平成35年 8月31日 まで		

				と許の内容となるべき事項等					左 → 由 ⇒ =	<i>t</i> z. <i>⇒t</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免計中請 期	宠 予定日
三重区 第4020号	第1種 区画漁業	名 称 貝類	時期 1月1日から 12月31日まで	漁場の位置 鳥羽市浦村町本浦地先 漁場区域	1 2	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区浦村	存続期間 平 9 成30年 9 水35年 8月31で	平成30年 4月3日 から	免 产

				と許の内容となるべき事項等				<i>∠</i> , ⇒⁄r do ⇒≠	<i>^</i> 2. → <i></i> 2.
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免計中請 期	
三重区 第4021号	漁業種類 第1種 区画漁業		漁業の 時期 1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置及び区域 漁場の位置 鳥羽市浦村町麻倉島地先	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区浦村	存続期間 平成30年 9月1日 平月か成35年 8月31で	平成30年 4月3日 から	免 予 定日 平成30年 9月1日

				色許の内容となるべき事項等					左÷r 由≑	Æ = kr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免計中請 期	宠 予定日
三重区 第4022号	漁業種類 第 1 種 区画漁業	名 称 貝類	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 鳥羽市浦村町地先	1 2	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区 浦村	存続期間 平 9 30年 9 7 35年 8 7 31で 平 9 35年 9 7 35年	平成30年 4月3日 から	免

			· 夕	と許の内容となるべき事項等				在新山 華	<i>t</i> z. <i>⇒</i> tr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4023号	第1種	具殖業 (垂下式)		漁場の位置 鳥羽市浦村町大村島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 浦村町大村島中崎の項上 ア 1から280度30分310メートルの点 イ 1から265度00分210メートルの点 ウ 1から 49度30分230メートルの点 エ 1から349度30分340メートルの点	を設しない。 真値ない。 真値ない。 真値ない。 まがい。 をおじる。	浦村	平成30年9月1日 水成35年8月31日 平成30年 8月31日 平成35年 8月31で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4月3日 から	平成30年9月1日

			免	許の内容となるべき事項等				在新山	<i>‡</i> . ⇒ <i>h</i>
公示番号	魚業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
	第1種	貝類 養殖業	1月1日 から 12月31日	 漁場の位置 鳥羽市相差町スゲ地先 漁場区域 次の基点1,ア、イ、ウの各点を順次結んだ直線と基点 1・ウ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 相差町マルヤマ南側防波堤北端部 ア 1から273度00分240メートルの点 イ 1から216度30分425メートルの点 ウ 1から189度00分の方位線と対岸との交点 	を間標ない。 真殖ない 真ない。 養ら	相差	平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					在新山 主	<i>‡</i> ±. <i>⇒</i> /r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許中請 期	免 計 予定日
公示番号 三重区 第4025号	漁業種類 第1種 区画漁業	名	漁業の 時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置及び区域 漁場の位置 鳥羽市畔蛸町地先	1	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区畔蛸	存続期間 平成30年 9月1日 平8月31日 平8月31で	平成30年 4月3日 から	免 許 予定 日 平成30年 9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					左 ★ 由 ≢	<i>_</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期 間	免 許 予定日
三重区第4026号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 鳥羽市畔蛸町魚見崎地先	2	夜間標識を設 置しなければ ならない。		平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日

			· 夕	と許の内容となるべき事項等					在計畫	<i>t</i> z. <i>⇒</i> tr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4027号	第1種	具殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで		1 2	を間にない。 で間にない。 はない。 はない。 きらい。	畔蛸	平成30年 9月1日 水成35年 8月31日 平成35年 8月31で	平成30年4月3日 中成30年 4月3日 平成30年 6月29日 で	平成30年9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					左 → 由 ⇒ =	<i>t</i> z. <i>⇒k</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
公示番号 三重区 第4028号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 鳥羽市千賀町地先	1	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区 千賀	存続期 平 9 7 30 5 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	平成30年 4月3日 から	光

			免	色許の内容となるべき事項等				左 ⇒⊬ 由 ≢	<i>‡</i> . ⇒hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条	件 地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4029号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 鳥羽市堅子町地先	1 真珠母貝を	·養 千賀堅子	子成別間 平成30年 9月か成35年 8月35年 8月31で	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

				と許の内容となるべき事項等					在 杂山寺	<i>Δ</i> . ⇒ <i>t</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
公不番号 三重区 第4030号	第1種 区画漁業	名 称 貝類	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置及び区域 志摩市磯部町的矢地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 千賀町小浜西鼻 基点2 堅子町仏石鼻 ア 1から150度00分380メートルの点 イ 1から153度00分640メートルの点 ウ 2から150度00分690メートルの点 エ 2から145度30分450メートルの点	1	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	存続期間 平 30年 9月15 31日 平 8月31 で 1 下 31日 平 8月31 で	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

				色許の内容となるべき事項等				左÷r do ≥≠	<i>Δ</i> . ∌r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	究計中請 期	免 計 予定日
三重区 第4031号	第1種 区画漁業		漁業の 時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置及び区域 漁場の位置 志摩市磯部町的矢地先	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区 的矢	存続期間 平成30年 9月1日 平月31日 平月31で	対 取 平成30年 4月3日 から	免 許 予定日 平成30年 9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					左 → 由 ⇒ =	<i>t</i> z. <i>⇒t</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4032号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市磯部町的矢地先	1 2	を間標さい。 真殖ない。 真殖ない。	的矢	平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	平成30年9月1日

				と許の内容となるべき事項等					左 ☆ 由 註	<i>t</i> z. ⇒kr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4033号	第1種区画漁業	貝類 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日		1	真珠母貝を養殖してはならない。	的矢	平成30年 9月1日 から 平成35年	4月3日 から	平成30年 9月1日
第4033号		(垂下式)	12月31日 まで	漁場区域次の基点1、アの各点を結んだ直線と基点1・ア間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域基点1 磯部町的矢弁天の鼻ア 1から268度00分57メートルの点				平成35年 8月31日 まで	平成30年6月29日まで	

注:				許の内容となるべき事項等					在 杂山寺	
図画漁業 養殖業 から 志摩市磯部町的矢地先 2 置しなければ ならない。 9月1日 から 平成35年 平成30年 8月31日 まで 次のア、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次結んだ直線と 2 真珠母貝を養殖してはなら まで 基点 1 磯部町的矢字小的矢防潮堤シノワ屋前東角 基点 2 磯部町的矢的矢荘下北側の基標 ア 1 から240度00分 39メートルの点 イ 1 から181度00分115メートルの点 ウ 1 から236度00分305メートルの点 ウ 1 から236度00分305メートルの点 エ 2 から 82度00分220メートルの点 オ 2 から 64度00分 90メートルの点 オ 2 から 64度00分 90メートルの点 オ 2 から 64度00分 90メートルの点 カトルの点 カトルのの点 カトルの点 カトルの点 カトルの点 カトルの点 カトルの点 カトルのの点 カトルの点 カトルのの点 カトルのの点 カトルのの点 カトルのの点 カトルのの点 カトルののの カトルののの カトルのの カトルのの カトルのの カトルのの カトルののの カトルのの カトルのの カトルのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	公示番号漁業和			漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免計中請 期	免 許 予定日
		知 名 称 1 貝類 業 養殖業	体時期1月1日 * * * * * * 	漁場の位置 志摩市磯部町的矢地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次結んだ直線と ア・カ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 磯部町的矢字小的矢防潮堤シノワ屋前東角 基点2 磯部町的矢的矢荘下北側の基標 ア 1から240度00分 39メートルの点 イ 1から181度00分115メートルの点 ウ 1から236度00分305メートルの点 コ 2から 82度00分220メートルの点 オ 2から 64度00分 90メートルの点	1	夜間標識を設 置しなければ ならない。 真珠母貝を養 殖してはなら		平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日	平成30年 9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					在計由書	<i>‡</i> . <i>⇒</i> hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種 区画漁業	貝類 養殖業		漁場の位置 志摩市磯部町的矢地先	1	真珠母貝を養 殖してはなら ない。	的矢	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第4035号		(垂下式)	12月31日 まで	 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、の各点を順次結んだ直線及び基点1・3間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域 基点1 磯部町的矢シイレ南岬 基点2 磯部町的矢鳥居崎 エ 1から335度 33メートルの点イ 1から298度 75メートルの点ク 2から285度 65メートルの点カウ 2から285度 65メートルの点カウ 3から210度110メートルの点オ 3から178度 40メートルの点カー 				平成35年 8月31日 まで		

			夕	と許の内容となるべき事項等					<i>∠</i> , ⇒⁄r do ⇒≠	<i>^</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4036号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日	 漁場の位置 志摩市磯部町的矢地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯部町的矢藤谷シイレ南岬 基点2 磯部町的矢藤谷高山腰 基点3 磯部町的矢笠取ビヤカケ ア 1から233度00分 25メートルの点イ 1から233度00分 65メートルの点ク 2から150度00分120メートルの点カウ 2から190度00分 65メートルの点 	1	真珠母貝を養殖してはならない。	的矢	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
				オ 2から266度00分 60メートルの点 カ 3から120度00分100メートルの点 キ 3から102度30分100メートルの点 ク 2から295度00分 60メートルの点 ケ 2から190度00分 40メートルの点 コ 2から134度30分115メートルの点						

				色許の内容となるべき事項等					∠ * 由≇	△ ⇒
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免計中請 期	
公示番号 三重区 第4037号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	漁業の 時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置及び区域 漁場の位置 志摩市磯部町飯浜地先	1 2	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区 飯浜	存続期間 平成30年 9月1日 平成35年 8月31で	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日

			免許の内容となるべき事項等				在新山 華	<i>Ż</i> . ≥/ r
公示番号	漁業種類 漁業	業の 漁業の 称 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種 貝 医画漁業 養死	森 病 病 期 1月1日 か 12月31日 ままで	漁場の位置 志摩市磯部町坂崎小松地先	1 真珠母貝を養殖しない。	地 坂崎	平成30年 9月15年 8月31年 8月31年 8月31で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	期 間 平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			免	許の内容となるべき事項等					在新山寺	<i>‡</i> . <i>⇒</i> hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4039号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市磯部町坂崎城の鼻地先	1	制限又は条件 真珠母貝を養殖してはならない。	地元地区 坂崎	存続期 平成30年 9月1日 平成35年 8月31 平 8月31で	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			Ġ	色許の内容となるべき事項等					在新山 華	<i>‡</i> . ⇒ <i>h</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種 区画漁業	貝類 養殖業		漁場の位置 志摩市磯部町三ヶ所地先	1	真珠母貝を養 殖してはなら ない。	三ヶ所	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第4040号		(垂下式)	12月31日 まで	漁場区域 次のキ、基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点5 の各点を順次結んだ直線、基点3とクを結んだ直線、基点3・5間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 磯部町三ヶ所磯部海岸農林堤防指定43号 西端 基点2 磯部町三ヶ所磯部海岸農林堤防指定40号 東端 基点4 磯部町三ヶ所磯和の鼻 基点5 磯部町三ヶ所磯和の鼻 3から278度00分100メートルの点 イ 3から37度00分100メートルの点 イ 3から337度00分155メートルの点 カ 5から103度00分65メートルの点 カ 5から103度00分65メートルの点 カ 5から35度00分30メートルの点 ク 3から337度00分30メートルの点 ク 3から337度00分30メートルの点 ク 3から337度00分30メートルの点 ク 3から337度00分30メートルの点 ク 3から37度00分30メートルの点				平成35年8月31日まで	_	

				と許の内容となるべき事項等					<i>4.</i> → th → ±	<i>tz.</i> → <i>r</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4041号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市磯部町三ヶ所地先	1	制限又は条件 真珠母貝を養殖してはならない。	地元地区 三ヶ所	存続期間 平成30年 9月1日 平成35年 8月31日 平 平 平 日 年 中 日 年 日 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			夕	と許の内容となるべき事項等					左 → 由 ⇒ =	<i>t</i> z. <i>⇒t</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4042号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市磯部町渡鹿野地先	1	真珠母貝を養殖してはならない。	渡鹿野	平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

				と許の内容となるべき事項等					在 杂山寺	Δz. ⇒hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4043号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業	1月1日 から 12月31日	漁場の位置志摩市磯部町渡鹿野地先漁場区域次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域基点1 磯部町渡鹿野赤崎	1	真珠母貝を養 殖してはなら ない。	渡鹿野	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年 9月1日
				基点2 磯部町渡鹿野赤崎南鼻 ア 1から282度00分45メートルの点 イ 2から285度00分50メートルの点 ウ 2から280度00分80メートルの点 エ 1から280度00分80メートルの点						

			免	と許の内容となるべき事項等					<i>\$</i> . → h → =	<i>^</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4044号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市磯部町渡鹿野地先	1	東珠母貝を養殖してはならない。	渡鹿野	平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日

			· 夕	と許の内容となるべき事項等				ながけき	<i>A</i> . ⇒hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4045号	第1種	具殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町国府地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次を結んだ直線に よって囲まれた区域 基点1 阿児町国府夏川原の鼻 ア 1から252度00分 75メートルの点 イ 1から213度00分130メートルの点 ウ 1から230度00分170メートルの点 エ 1から260度00分130メートルの点	 夜間標識を記さい。 真はない。 真をはない。 	国府	平成30年9月1日 水成35年8月31日 平成31日 平成30年 8月31日 平月31日 平月31日 1日 1	4月3日 から	平成30年9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					在新山寺	4. ⇒hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4046号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先	1	真珠母貝を養殖してはならない。	立神	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
				オ 3から 72度00分 95メートルの点カ 3から 53度00分165メートルの点キ 2から350度00分170メートルの点						

			夕	と許の内容となるべき事項等					左光 由亲	<i>\$</i> . →
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4047号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時期 1月1日から 12月31日まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神小別当地先	1	制限又は条件 真珠母貝を養殖してはならない。	立神	存続期間 平成30年 9月1日 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日

			9	色許の内容となるべき事項等					在新山寺	Æ ∌r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
公示番号 三重区 第4048号	第1種 区画漁業	漁業の人類人類人類人類大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	時期 1月1日 から	漁場の位置 志摩市阿児町立神天童島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、 セ、ソ、タ、アの各点を順次を結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神天童島大崎 基点2 阿児町立神天童島大崎 基点3 阿児町立神天童島三番鼻 基点4 阿児町立神天童島三番鼻 基点5 阿児町立神天童島本島 基点5 阿児町立神天童島東鼻 基点6 阿児町立神小天童島東鼻 基点7 阿児町立神小天童島東鼻 基点7 阿児町立神小天童島東鼻 基点7 阿児町立神小天童島東鼻 基点10 志摩町布施田右高島東鼻 基点10 志摩町布施田名高島東鼻 基点11 大王町波切首切鼻 ア 1から 54度00分 65メートルの点	2	制限又は条件 カキはない。 真珠はない。 真珠ではない。	立神	存続期間 平成30年 9月1日 平成35年 8月31日 まで	期 平成30年 4月3日 から	
				イ 1から12見通し線上 75メートルの点 ウ 2から11見通し線上 70メートルの点 エ 2から 90度00分 60メートルの点 オ 2から10見通し線上 80メートルの点 カ 4から9見通し線上 50メートルの点 カ 7から8見通し線上 75メートルの点 ク 7から9見通し線上 60メートルの点 ク 5から6見通し線上 10メートルの点 コ 5から6見通し線上 10メートルの点 コ 3から180度00分 10メートルの点 シ 3から180度00分 25メートルの点 シ 3から10見通し線上 30メートルの点 ス 2から11見通し線上 25メートルの点 フ 1から117度00分 95メートルの点 タ 1から 54度00分 35メートルの点						

			免	許の内容となるべき事項等					在計由書	<i>‡</i> ±. <i>⇒</i> /r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種 区画漁業	貝類 養殖業		漁場の位置 志摩市阿児町立神天童島地先	1	真珠母貝を養 殖してはなら ない。	立神	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第4049号		(垂下式)		漁場区域 下の名点を順次を結んだ 直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神天童島鰻通りの南鼻 基点2 阿児町立神天童島くすぼ北鼻 基点3 阿児町立神天童島くすぼ泉 基点4 志摩町和具間崎島長畑南鼻 下 1から4見通し線上30メートルの点 イ 2から5見通し線上20メートルの点 ウ 3から218度00分110メートルの点 エ 3から232度00分135メートルの点 エ 3から5見通し線上55メートルの点 カ 1から4見通し線上60メートルの点		74 V .º		平成35年 8月31日 まで		

			夕	と許の内容となるべき事項等					左÷r 由≑	<i>t</i> z. <i>⇒t</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4050号	第1種 区画漁業	名	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市阿児町神明地先	2	カキ類を養殖 してはならな い。	神明 神明	存続期間 平成30年 9月15 平成35年 8月31で	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			· 夕	と許の内容となるべき事項等				在計畫	4. ⇒hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4051号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明地先	カキ類を養殖 してはならな い。	神明	平成30年 9月1日 水成35年 8月31日 平成35年 8月31で	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日

			夕	と許の内容となるべき事項等					左 → 由 ⇒ =	<i>t</i> z. <i>⇒t</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4052号	第1種 区画漁業	名 称 貝類	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市阿児町神明地先 漁場区域 次の基点2、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点1の各点を 順次結んだ直線及び基点1・2間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明一番の鼻 基点2 阿児町神明さいべの鼻 基点3 阿児町神明さいでの鼻 基点3 阿児町神明えびす島の北鼻 基点4 阿児町神明覧島はぎの鼻 ア 2から180度00分105メートルの点 イ 3から333度00分 30メートルの点 ウ 4から350度00分 10メートルの点 エ 4から303度00分 20メートルの点	1	真珠母貝を養殖してはならない。	神明	平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日
				オ 1から135度00分125メートルの点カ 1から170度00分 95メートルの点						

			免	2許の内容となるべき事項等					在新山 津	<i>‡</i> . <i>⇒</i> tr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4053号	第1種	具殖業 (垂下式)		 漁場の位置 志摩市阿児町神明地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次を結んだ直線によって囲まれた区域 基点 1 阿児町神明賢島ホウガ崎 ア 1から192度00分 25メートルの点イ 2から302度00分 35メートルの点ク 2から256度00分 45メートルの点カ 2から137度00分 70メートルの点エ 2から137度00分 70メートルの点カ 1から192度00分 80メートルの点カ 1から192度00分 80メートルの点カ 1から192度00分 80メートルの点 	1 2	カしい。	神明	平成30年9月1日 平成35年8月31日 平成35年8月31日 平成35年8月31で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4月3日 から	平成30年9月1日

			夕	と許の内容となるべき事項等					<i>∠</i> , ⇒⁄r do ⇒≠	<i>^</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4054号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市阿児町神明地先 漁場区域 次の基点2、ア、イ、ウ、エ、オ、基点1の各点を順次 結んだ直線及び基点1・2間の最大高潮時海岸線から10 メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明里中うおむら崎 基点2 阿児町神明源蔵の鼻 基点3 阿児町神明高崎の鼻 基点4 阿児町神明中山いけすの鼻 ア 2から3見通し線上20メートルの点 イ 2から88度00分225メートルの点 ウ 3から15度00分 15メートルの点	1	真珠母貝を養殖してはならない。	神明	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日
				エ 4から 77度00分105メートルの点 オ 4から 1 見通し線上40メートルの点						

			夕	と許の内容となるべき事項等				在新山寺	<i>Δ</i> . <i>∋</i> / <i>r</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第 1 種 区 画 漁業	貝類 養殖業	1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市阿児町神明地先	1 真珠母貝を養殖してい。	神明	平成30年 9月1日	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日

			夕	と許の内容となるべき事項等					左 → 由 ⇒ =	
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4056号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市阿児町鵜方地先	1	真珠母貝を養殖してはならない。	地元地区 鵜方	存続期間 平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			免	と許の内容となるべき事項等					Δ÷c 由≑	<i>t</i> z. <i>⇒k</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期	宠 計 予定日
公示番号 三重区 第4057号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	漁業の 時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置及び区域 漁場の位置 志摩市阿児町鵜方地先	1	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区鵜方	存続期間 平成30年 9月1日 平月か成35日 平月31で	平成30年 4月3日 から	免 許 予定日 平成30年 9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					在計畫	<i>t</i> t. ⇒tr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	一	制限又は条件	地元地区	存続期間	期 間	光 計 一 予定日 一
公示番号 三重区 第4058号	第1種 区画漁業	名 称 月類 養殖業	漁業の 時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置及び区域 漁場の位置 志摩市阿児町鵜方地先	1 2	 	地元地区	存続期間 平 30年 9月15年 8月31年 10年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 1	平成30年 4月3日 から	免 許 予定日 平成30年 9月1日

			免	と許の内容となるべき事項等					左 → 由 →	<i>fz.</i> → <i>r</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種 区画漁業	貝類 養殖業		漁場の位置 志摩市阿児町鵜方地先	1	真珠母貝を養 殖してはなら ない。	鵜方	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第4059号		(垂下式)		漁場区域 次のアとイを結ぶ直線と、基点1・2間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域。 基点1 阿児町鵜方渦見潟の鼻 基点2 阿児町鵜方うきしまの鼻 ア 1から167度00分 41メートルの点 イ 2から319度00分 40メートルの点				平成35年8月31日まで		

			免	と許の内容となるべき事項等					左 杂由╪	<i>tz.</i> → <i>r</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4060号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時期1月1日 から12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町鵜方地先	1 2	夜間標識を設置しなければならない。	地元地区 鵜方	存続期間 平成30年 9月1日 水成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			夕	色許の内容となるべき事項等					在新山 主	Æ. ≅hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種 区画漁業	貝類 養殖業		漁場の位置 志摩市阿児町鵜方地先	1	真珠母貝を養 殖してはなら ない。	鵜方	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第4061号		(垂下式)	まで	漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線 と、基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町鵜方たちめ鼻 基点2 阿児町鵜方たちめ丸山の鼻 ア 2から346度00分 40メートルの点 イ 2から284度00分 31メートルの点		/\$ V 'o		平成35年 8月31日 まで		

			免	と許の内容となるべき事項等					∠ ★ 由 ≢	≠ ⇒
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4062号	第1種 区画漁業	名 称 貝類	時 期 1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町鵜方地先	1 2	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区 鵜方	存続期間 平成30年 9月1日 中成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日

			· 夕	と許の内容となるべき事項等				<i>∠</i> , ⇒⁄r do ⇒≠	<i>t</i> z. : /r:
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免計中請 期	宠 計 予定日
三重区 第4063号	漁業種類 第1種 区画漁業		漁業の 時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置及び区域 漁場の位置 志摩市大王町船越大谷浦地先	カキ類を養殖 してはならな い。	地元地区 大王船越	存続期間 平	平成30年 4月3日 から	免 产

			免	色許の内容となるべき事項等					在新山 華	<i>Δ</i> . ∌r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
公示番号 三重区 第4064号	第1種 区画漁業	名 称 貝類	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 漁場の位置 志摩市大王町船越地先(山福工場前) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウの各点を順次結んだ直線と、基 点1・ウ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大王町船越赤崎 基点2 大王町船越宗四郎の鼻 ア 1から179度00分 72メートルの点 イ 2から108度30分143メートルの点 ウ 2から271度00分303メートルの点	1 2	夜間標識を設 置しなければ ならない。 カキ類を養殖 してはならな い。	大王船越	存続期間 平成30年 9月1日 平成35年 8月31日 で	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					在計畫	△ ⇒ ⁄r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4065号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業 (垂下式)	から 12月31日	漁場の位置 志摩市大王町船越浦山地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線	1 2	夜間標識を設 置しなければ ならない。 カキ類を養殖	大王船越	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日	4月3日 から	平成30年 9月1日
				と、基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		してはならない。		まで	まで	
				基点 1 大王町船越けきや北鼻 基点 2 大王町船越ケヤキ鼻北鼻 ア 1から313度00分 75メートルの点 イ 2から262度00分 66メートルの点	3	真珠母貝を養殖してはならない。				

			免	と許の内容となるべき事項等					<i>\$</i> . → h → =	<i>tz.</i> → <i>r</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4066号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市大王町船越前浜地先	1	真珠母貝を養殖してはならない。	大王船越	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

本の 本語の 本語の			免許の内容	容となるべき事項等					在新山寺	
第4067号 区画漁業 養殖業 (垂下式) から (垂下式) 12月31日 まで 流場の区域 (乗成35年 下成35年 下成30年 下成30年 下成30年 下成30年 下月129日 大田主北た区域 とよう (本度) (本度) (本度) (本度) (本度) (本度) (本度) (本度)	公示番号 漁業種類			漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許中請 期	免 許 予定日
	次 三重区 第1種 区画漁業	名 称時貝類1月1養殖業かり(垂下式)12月3	期 漁場の信 志 漁場の 高 海 次 て 基 が 工 上 で 基 ル 、 大 て 基 り り り し り し り り り り り り り り り り り り り	位置 志摩町片田地先 区域 、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ れた区域 志摩町片田吉平鼻 1から34度00分 49メートルの点 1から61度00分 64メートルの点 1から172度15分 105メートルの点	1 2	を間標識を設置しなければない。 カキ類を養殖してい。 真珠日とを養殖してはなら		平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日	

			免	と許の内容となるべき事項等				在新山寺	Æ = hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4068号	漁業種類 第 1 種	漁名養垂大大(垂(垂(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重(重<td>時 期 1月1日 から 12月31日 まで</td><td>漁場の位置 志摩市志摩町片田地先</td><td>夜間標識を設 置しなければ ならない。 カキ類を養殖 してはならな い。</td><td>地元地区 片田</td><td>存続期間 平 9 3 1 年 9 月 か成 3 5 日 平 8 月 3 1 で</td><td>期 平成30年 6月1日 から</td><td></td>	時 期 1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町片田地先	夜間標識を設 置しなければ ならない。 カキ類を養殖 してはならな い。	地元地区 片田	存続期間 平 9 3 1 年 9 月 か成 3 5 日 平 8 月 3 1 で	期 平成30年 6月1日 から	

				と許の内容となるべき事項等					Δ÷c 由≑	<i>t</i> z. <i>⇒t</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
公示番号 三重区 第4069号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市志摩町片田地先 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町片田覚田工場の標柱 ア 1から283度00分 396メートルの点 イ 1から272度45分 231メートルの点 ウ 1から285度00分 216メートルの点 エ 1から290度15分 387メートルの点	1	を間標識を設置しなければならない。 カキ類を養殖してはならない。	地元地区 片田	存続期 平 30年 9月15年 8月31で	平成30年 4月3日 から	光

			身	色許の内容となるべき事項等					左 ★ ★ ★	Æ = ₩
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免
三重区 第4070号	第1種 区画漁業	名 称 月類 養殖業	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市志摩町布施田兎山島地先	1 2	カキ類を養殖 してはならな い。	地 元地区 布施田	存続期間 平 30年 9月15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			9	色許の内容となるべき事項等					公	Æ ≑⁄r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種 区画漁業	貝類 養殖業	1月1日 から	漁場の位置 志摩市志摩町布施田兎山島地先	1	カキ類を養殖 してはならな い。	布施田	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第4071号		(垂下式)		I	2	真珠母貝を養殖してはならない。		平成35年 8月31日 まで		
				基点 1 志摩町布施田兎山島北の西鼻 基点 2 志摩町布施田兎山島西の南鼻 基点 3 志摩町布施田兎山島洲の鼻 下 1から343度00分 30メートルの点 イ 2から291度00分 32メートルの点 イ 2から291度00分 54メートルの点 ウ 3から 6度00分 54メートルの点 エ 3から 3度00分126メートルの点 オ 4から321度45分121メートルの点 カ 4から281度30分 78メートルの点 キ 4から273度00分の方位線と対岸との交点						

八二亚口		Я	許の内容となるべき事項等				左去 中⇒≠	<i>t</i> z. <i>=</i> tr
公示番号 	漁業種類 漁業位 名 和	の 漁業の 称 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種 月類 区画漁業 養殖	称時期頁1月1日業から式)12月31日	漁場の位置 志摩市志摩町和具和具浦地先	1 カキ類を養殖 してはならな い。	和具	平成30年 9月15 平月15 平月15 平月15 平月15 平月15 平月15 平月15 年 8月31 で	期 間 平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					Δ÷c 由≑	<i>t</i> z. =\tr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4073号	第1種 区画漁業	漁業の名 類	時期1月1日 から12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具座賀島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点4の各点を 順次結んだ直線と基点2・4間の最大高潮時海岸線から 20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町越賀小浜鼻 基点2 志摩町和具座賀島西の鼻 基点3 志摩町和具座賀島船隠鼻南鼻 基点4 志摩町和具座賀島船隠中の南鼻 ア 1から 52度45分202メートルの点 イ 1から 31度00分240メートルの点 ウ 1から 9度15分174メートルの点	1	カキ類を養殖 してはならな い。	和具	存続期間 平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	期 平成30年 4月3日 から	
				エ 1から 71度30分118メートルの点 オ 4から153度15分130メートルの点 カ 4から129度15分130メートルの点 キ 4から120度00分 69メートルの点 ク 4から187度00分 30メートルの点						

				と許の内容となるべき事項等				左 ☆ 由 幸	<i>‡</i> . <i>⇒</i> tr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4074号	第1種	具殖業 (垂 下式)	1月1日 から 12月31日 まで	 漁場の位置 志摩市志摩町和具間崎島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町間崎島間崎港東防波堤灯台 ア 1から245度00分400メートルの点 イ 1から230度30分645メートルの点 ウ 1から243度50分820メートルの点 エ 1から257度00分625メートルの点 	 で間標はい。 をはい。 をない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 	和具	平成30年 9月1日 か成35年 8月31日	4月3日 から	平成30年9月1日

公示番号、			ģ	色許の内容となるべき事項等					左去出	<i>t</i> z. ⇒kr
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	漁業種類 第 1 種 医	名 称 貝類 養殖業	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 志摩市志摩町和具小高崎島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町和具小高崎島どんぼり南鼻 基点2 志摩町和具小高崎島二升ルの点 イ 1から169度00分 50メートルの点 イ 1から170度00分 25メートルの点 ウ 2から143度00分 25メートルの点 エ 2から189度00分 90メートルの点	1	制限又は条件 対象ない。 実はない。 真殖ない。	地元和具 以 () ()<	存続	平成30年 4月3日 から	

三重区	思来性類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	方结期則	光計中萌	免許
	第1 種							存続期間	期間	予定日
第4076号		貝類 養殖 (垂下式)	1月1日 から 12月31日	 漁場の位置 志摩市志摩町越賀大差地地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町越賀大差地1125番地の81の鼻 ア 1から328度00分155メートルの点 イ 1から342度00分265メートルの点 ウ 1から 38度00分300メートルの点 エ 1から 73度00分305メートルの点 	1 2 3	夜間標識を設 置しなければ ならない。	越賀	平成30年 9月1日 平成35年 8月31日 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

				と許の内容となるべき事項等					左 ☆ 由 亲	<i>tz.</i> =\tr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4077号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時 期 1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町越賀地先	1 2	カキ類を養殖 してはならな い。	越賀	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			免	と許の内容となるべき事項等					左 → 由 →	<i>fz.</i> → <i>r</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種 区画漁業	貝類 養殖業		漁場の位置 志摩市浜島町塩屋浦地先	1	真珠母貝を養 殖してはなら ない。	浜島	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第4078号		(垂下代)		漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点2の各点を順次結 んだ直線、基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メート ルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町塩屋土取の鼻 基点2 浜島町塩屋はたの浜北鼻 基点3 浜島町塩屋はたの鼻南鼻 ア 1から 78度00分 60メートルの点 イ 1から107度00分150メートルの点 ウ 2から 84度00分180メートルの点 エ 2から 84度00分105メートルの点 オ 3から 15度00分105メートルの点				平成35年 8月31日 まで		

			Ġ	色許の内容となるべき事項等				在新山寺	<i>t</i> z. <i>⇒</i> tr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	用	元 計 予定日
公示番号 三重区 第4079号	第1種 区画漁業	名 称 月類 養殖業	漁業の 時 期 1月1日 から		制限又は条件 事珠母貝を養殖してはならない。 	地元地区 迫子	存続期間 平 30年 9月か成35年 8月31で	が 平成30年 4月3日 から	

				色許の内容となるべき事項等	Τ				左 ☆ 由 ≠	Ď. ⇒hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件 1 夜間標識を設		地元地区	存続期間	免計中請 期	元 計 予定日
公示番号 三重区 第4080号	第1種 区画漁業	名	漁業の 時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置及び区域 漁場の位置 志摩市浜島町迫子浦地先 漁場の区域	1 2	制限又は条件 で置な 真殖ない。 真殖ない。 養ら	地元地区 迫子	存続期間 平 30年 9月15年 8月31で	対 取 平成30年 4月3日 から	免

				色許の内容となるべき事項等					Æ. ⇒hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許中請 期	宠 計 予定日
公示番号 三重区 第4081号	第1種 区画漁業	名 称 月類 養殖業	漁業の 時期 1月1日 から 12月31日		制限又は条件 1 真珠母貝を養殖してはならない。	地元地区 檜山路	存続期間 平成30年 9月1日 平8月31日 平8月31で	州 III 平成30年 4月3日 から	

				と許の内容となるべき事項等					クチ中寺	<i>t</i> r. ⇒ <i>t</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種 区画漁業	貝類 養殖業		漁場の位置 志摩市浜島町鴻の浦地先	1	真珠母貝を養 殖してはなら ない。	浜島	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第4082号		(垂下式)	まで	 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線で囲まれた区域 基点1 浜島町浜島銀四郎鼻基点2 浜島町迫子大鼻基点3 浜島町迫子はばかけ鼻 ア 2から129度 15分118メートルの点イ 3から278度 15分 93メートルの点ウ 3から237度 15分111メートルの点エ 1から 51度 00分 87メートルの点オ 1から 50度 15分141メートルの点 		/\$ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		平成35年 8月31日 まで		

			夕	と許の内容となるべき事項等					<i>∠</i> , ⇒⁄r do ⇒≠	<i>t</i> z. -> /r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	究計中請 期	宠 予定日
三重区 第4083号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	漁業の 時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置及び区域 漁場の位置 度会郡南伊勢町宿浦ゆぶの浦地先	1	制限又は条件 真珠母貝を養殖してはならない。	地元地区 宿浦	存続期間 平成30年 9月1日 平成35年 8月31 で	平成30年 4月3日 から	免 許 予定日 平成30年 9月1日

			免	と許の内容となるべき事項等					Δ÷r 由≑	<i>t</i> z. <i>⇒t</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免計中請 期	宠 予定日
公示番号 三重区 第4084号	第1種 区画漁業	漁業の 利力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大	漁業の 時期 1月1日 から 12月31日		1	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区宿浦	存続期間 平 30年 9月1日 平 8月31日 平 8月31で	平成30年 4月3日 から	免 許 予定日 平成30年 9月1日

			Ġ	と許の内容となるべき事項等					在計畫	Æ. ≅hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	先計中請 期	宠 予定日
公示番号 三重区 第4085号	漁業種類 第1種 区画漁業	漁業の 類業 (垂 下)	漁業の 時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置及び区域 漁場の位置 度会郡南伊勢町宿浦田辺地先	1	夜間標識を設 置しなければ ならない。	地元地区宿浦	存続期間 平 30年 9月15年 8月31で	平成30年 4月3日 から	免 許 予定日 平成30年 9月1日

			夕	と許の内容となるべき事項等					<i>\$</i> . → h → =	<i>t</i> z. :/ r:
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4086号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷栃木鼻地先 漁場区域 次のア、エ、ウの各点を順次結んだ直線と基点1・ウ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷泊浜石 基点2 南伊勢町木谷田岡与録真珠養殖場北端 基点3 南伊勢町木谷田岡与録真珠養殖場北端 基点3 南伊勢町木谷浦栃木鼻の西鼻 ア 1から2見通し線上10メートルの点 イ 2から1見通し線上10メートルの点	1	真珠母貝を養殖してはならない。	宿浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
				ウ 1から290度00分の方位線と対岸との交点 エ 1からオ見通し線上108メートルの点 オ 4から3見通し線上130メートルの点						

			Ġ	と許の内容となるべき事項等				左 ☆ 由 幸	£t. ≑hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件 1 真珠母貝を養	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4087号	第1種	貝類 養殖業	1月1日 から	 漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷杉の浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷松の下鼻 基点2 南伊勢町木谷公門 ア 1から320度00分 80メートルの点イ 1から205度00分125メートルの点ク 2から153度00分135メートルの点カウ 2から153度00分185メートルの点エ 2から 43度00分 80メートルの点 	1 真珠母見を養殖してい。	五ヶ所浦	平成30年 9月1日 平成30年 9月1日 平成30年 9月1日 平成35日 平月から 1日	4月3日 から	平成30年9月1日

				色許の内容となるべき事項等					<i>4.</i> → th → ±	<i>4.</i> →
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免
三重区第4088号	第1種区画漁業	貝類 養殖業	1月1日 から 12月31日	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次 結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷との山の沖の鼻	1	真珠母貝を養殖してはならない。	神原	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年 9月1日
				基点 2 南伊勢町木谷との山の後の鼻 基点 3 南伊勢町木谷おひらしの北鼻 基点 4 南伊勢町木谷こし鼻 ア 1 から 95度30分 70メートルの点 イ 4 から223度00分 45メートルの点 ウ 3 から 12度00分 95メートルの点 エ 3 から230度00分 75メートルの点 オ 3 から251度00分135メートルの点 カ 2 から 85度00分 75メートルの点 ク 1 から196度00分 55メートルの点						

			· 夕	色許の内容となるべき事項等				左 赤山≢	<i>‡</i> . <i>⇒</i> /r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件 1 真珠母貝を養	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4089号	第1種区画漁業	貝類 養殖業	1月1日 から	渡場の位置 度会郡南伊勢町下津浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線に よって囲まれた区域 基点1 南伊勢町下津浦柿の木鼻 基点2 南伊勢町下津浦あの岬 ア 1から 32度00分125メートルの点 イ 2から137度00分180メートルの点 ウ 2から153度00分180メートルの点 ユ 1から102度00分155メートルの点 エ 1から92度00分 55メートルの点 オ 1から 92度00分 55メートルの点	1 真珠母貝を養殖してい。	神原	平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年9月1日

			免	と許の内容となるべき事項等					在新山寺	左 ⇒左
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4090号	第1種 区画漁業	(A) A M	時 期 1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町下津浦地先	1	真珠母貝を養殖してはならない。	神原	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			· 夕	と許の内容となるべき事項等				左 赤山≢	å. .
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4091号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業	1月1日 から	漁場の位置 度会郡南伊勢町神津佐地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町下津浦ひさち鼻 ア 1から339度00分59メートルの点 イ 1から187度00分80メートルの点 ウ 1から208度00分95メートルの点 エ 1から308度00分75メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	神原	平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年9月1日

				と許の内容となるべき事項等					∠ * 由≇	△ ⇒
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免計中請 期	兜 計 予定日
公示番号 三重区 第4092号	漁業種類 第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	漁業の 時期 1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置及び区域 漁場の位置 度会郡南伊勢町泉、同町泉七日島地先	1	制限又は条件 真珠母貝を養殖してはならない。	地元地区 神原	存続期間 平成30年 9月1日 平成35年 8月31で	平成30年 4月3日 から	免予定日 平成30年 9月1日

			身	色許の内容となるべき事項等					左 赤山寺	<i>t</i> z. <i>⇒k</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4093号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町飯満大岩瀬地先	1	真珠母貝を養殖してはならない。	五ヶ所浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			身	き許の内容となるべき事項等					在計由書	<i>‡</i> ±. <i>⇒</i> /r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4094号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業	1月1日 から 12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦獅子島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦獅子頭の鼻 基点2 南伊勢町五ヶ所浦獅子島中ノ鼻	1	真珠母貝を養殖してはならない。	五ヶ所浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年 9月1日
				ア 1から302度15分60メートルの点 イ 1から335度30分84メートルの点 ウ 2から 15度15分64メートルの点 エ 2から355度30分15メートルの点						

			免	と許の内容となるべき事項等					左 → 由 ⇒ =	Æ = hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4095号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦地先	1	夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ケ所浦 「一方が、「一方が、「一方が、」、「一方が、」、「一方が、「一方が、」、「一方が、「一方が、」、「一方が、「一方が、」、「一方が、「一方が、」、「一が、」、「一が、「」、「一が、」、「・」、「・」、「・」、「・、」、「・、」、「・、」、「・、「・、」、「・、「・、」、「・、」、「・、「・、」、「・、「・、」、「・、「・、、」、「・、、「・、	平成30年 9月 15 平 8月 31日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			9	と許の内容となるべき事項等					<i>A</i> . → h. → ±	<i>tz.</i> → <i>r</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	究計中請 期	宠 予定日
三重区第4096号	第1種 区画漁業	名 称 貝類	時期 1月1日から 12月31日まで	漁場の位置及び区域 漁場の位置 度会郡南伊勢町中津浜浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町中津浜浦オシロの鼻 基点2 南伊勢町中津浜浦ドジョウの鼻 基点3 南伊勢町中津浜浦奥赤崎の鼻	1	夜間標識を設 置しなければ ならない。	中津浜浦	存続期間 平成30年 9月1ら 平月31日 平 年 平 日 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	平成30年 4月3日 から	免 許 予定日 平成30年 9月1日

			免	と許の内容となるべき事項等					左 → 由 ⇒ =	<i>t</i> z. <i>⇒t</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4097号	第1種 区画漁業	名 称 貝類	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町船越地先	1	真珠母貝を養殖してはならない。	南勢船越	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			Ġ	色許の内容となるべき事項等				左 赤山≢	å. .
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4098号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業	1月1日 から 12月31日	 漁場の位置 度会郡南伊勢町迫間浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦ぎっちょの鼻 ア 1から117度00分 75メートルの点 イ 1から328度30分185メートルの点 ウ 1から 1度00分225メートルの点 エ 1から103度10分245メートルの点 	1 真珠母貝を養殖してはならない。	礫浦	平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年9月1日

			Ġ	色許の内容となるべき事項等					Å. ≓hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4099号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業	1月1日 から 12月31日	 漁場の位置 度会郡南伊勢町迫間浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦道瀬鼻 ア 1から 35度00分 90メートルの点イ 1から 30度00分280メートルの点ウ 1から 53度30分370メートルの点カー 1から 98度00分175メートルの点エ 1から 98度00分175メートルの点 	1 真珠母貝を養殖してはならない。	礫浦浦	平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年9月1日

			免	許の内容となるべき事項等					左 → 由⇒	<i>t</i> z. <i>⇒</i> /r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種区画漁業	貝類 養殖業		漁場の位置 度会郡南伊勢町迫間浦中崎地先	1	真珠母貝を養 殖してはなら ない。	迫間浦	平成30年 9月1日 から	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日
第4100号		(垂下式)		 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦せどころの鼻 基点2 南伊勢町迫間浦中崎の標柱 ア 1から83度00分75メートルの点イ2から70度00分225メートルの点ク2から140度00分105メートルの点ク2から140度00分105メートルの点 				平成35年 8月31日 まで		

			免	許の内容となるべき事項等					在新山寺	<i>‡</i> ±. <i>⇒</i> /r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
公示番号 三重区 第4101号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町迫間浦三浦、同大江越地地先	1	制限又は条件 真珠母貝を養殖してはならない。	地元地区 追間浦	存続期間 平成30年 9月1日 平成35年 8月31日 で	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			免	と許の内容となるべき事項等					左÷r do ≥≠	左 ⇒左
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免
公示番号 三重区 第4102号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置及び区域 漁場の位置 度会郡南伊勢町迫間浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦めど鼻 基点2 南伊勢町迫間浦ぼうずの鼻 ア 1から263度00分135メートルの点 イ 1から140度00分140メートルの点 ウ 2から129度00分255メートルの点 エ 2から186度00分80メートルの点	1	制限又は条件 真珠母貝を養殖してはならない。	地元地区 追間浦	存続期間 平成30年 9月1日 平成35年 8月31日 平 31日 平 31日 第 31日 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日

			夕	色許の内容となるべき事項等				公 計由註	△
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区	第1種 区画漁業		から	漁場の位置 度会郡南伊勢町相賀浦大池地先	1 真珠母貝を養 殖してはなら ない。	相賀浦	平成30年 9月1日 から	4月3日 から	平成30年 9月1日
第4103号		(垂下式)		 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町相賀浦裏浜堤防北端 ア 1から271度30分205メートルの点イ 1から232度30分345メートルの点ウ 1から258度00分640メートルの点エ 1から273度00分440メートルの点 			平成35年 8月31日 まで	平成30年 6月29日 まで	

三重区第	漁業種類 名 第1種 区画漁業漁業の 名 乗 養殖業	漁業の時期	漁場の位置及び区域] í	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
区画		1 🏻 1 🖂							
		1月1日 から 12月31日 まで	 漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曽浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曽浦やりまつの鼻 ア 1から 22度00分265メートルの点イ 1から 0度30分260メートルの点カー 1から 1度00分545メートルの点カー 1から 11度30分535メートルの点カー 1から 11度30分535メートルの点カー 		を間標識を記される。 真確い。 真確い。 真確い。	阿曽浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年 9月1日

			免	と許の内容となるべき事項等					∠ * 由≇	<i>4</i> 2. <i>≥</i> 4r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4105号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町道行竈地先	1	真珠母貝を養殖してはならない。	阿曽浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			免	と許の内容となるべき事項等					∠ * 由≇	<i>4</i> 2. <i>⇒</i> 1/r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
公示番号 三重区 第4106号	第1種 区画漁業	名 称 貝類	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町大江地先	1	制限又は条件 真珠母貝を養殖してはならない。	阿曽浦	存続期間 平成30年 9月1日 平成35年 8月31日 平 年 平 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	期 平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			· 夕	と許の内容となるべき事項等					<i># * * * * * * * * * *</i>
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4107号	第1種	具類業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	 漁場の位置 度会郡南伊勢町贄浦浅間山白浜地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町贄浦浅間山アイダ鼻の目印基点2 南伊勢町贄浦白浜西端松の下の目印	1 夜間標識けい。 を置い 真猫 ない。 を 真 が はい。 を ら に から は ない ま は ない ま は ない ま ない ま ない ま ない ま ない	贄	平成30年 9月1日 水成35年 8月31日 平成30年 8月31日 平成35年 8月31で	4月3日 から	平成30年9月1日

			· 夕	色許の内容となるべき事項等					<i>t</i> z. <i>⇒</i> tr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4108号	第1種	貝類 養殖業	1月1日 から 12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町東宮地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町河内もうさ鼻 基点2 南伊勢町東宮切戸の標柱 ア 1から 88度00分150メートルの点 イ 2から263度00分290メートルの点 ウ 2から237度00分200メートルの点 エ 1から102度30分280メートルの点	1 真珠母貝を養らない。	神前浦	平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年9月1日

				き許の内容となるべき事項等					在新山寺	<i>‡</i> . <i>⇒</i> hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4109号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町小方竃地先	1	制限又は条件 真珠母貝を養殖してはならない。	方座浦	存続期間 平成30年 9月1日 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			· 夕	色許の内容となるべき事項等				在新山寺	Æ = hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4110号	第1種 区画漁業	名	1月1日 から 12月31日	漁場の位置 度会郡南伊勢町古和浦地先	を間標はい。 真確ない。 真確ない。 養ら	古和浦	平成30年 9月1日 水成35年 8月31日 まで 8月31日 まで 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成30年 4月3日 から	平成30年9月1日

			· 夕	色許の内容となるべき事項等				左 → □ →	£t. ⇒kr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免計中請 期	一
公示番号 三重区 第4111号	第1種 区画漁業	名 称 月類 養殖業	漁業の 時 期 1月1日 から		制限又は条件 1 真珠母貝を養殖しない。 	地元地区	存続期間 平成30年 9月1日 平月31日 平月31で	平成30年 4月3日 から	

			夕	色許の内容となるべき事項等					在新山寺	<i>4</i> 2. <i>≥</i> 4r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4112号	第1種 区画漁業	名 你 貝類 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町東長島字大名倉地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町東長島字大名倉背合腰基標 基点2 紀北町東長島字大名倉東堤防角 基標	1	真珠母貝を養殖してはならない。	長島町	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年 9月1日
				ア 1から 57度00分110メートルの点 イ 1から282度00分220メートルの点 ウ 2から254度00分240メートルの点 エ 2から128度00分 95メートルの点						

			· 夕	と許の内容となるべき事項等					在新山 華	Æ. ≓hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4113号	第1種	具殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで		1 2	を設しない。 真値ない。 真値ない。 真値ない。 まがい。 をおじる。	海野	平成30年9月1日 水成35年8月31日 平成30年 8月31日 平成35年 8月31で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4月3日 から	平成30年9月1日

				き許の内容となるべき事項等					左 → 由⇒	<i>t</i> z. <i>⇒</i> /r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4114号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 北牟婁郡紀北町矢口浦地先	1	制限又は条件 真珠母貝を養殖してはならない。	地元地区 矢口浦	存続期間 平成30年 9月15年 8月31日 平月5年 8月31で	平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

				色許の内容となるべき事項等					<i>‡</i> . <i>⇒</i> tr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区第4115号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業	1月1日 から 12月31日	 漁場の位置 北牟婁郡紀北町引本浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町引本浦、同町矢口浦境界(大崎鼻) ア 1から174度00分105メートルの点 イ 1から192度00分315メートルの点 ウ 1から211度00分320メートルの点 エ 1から231度00分115メートルの点 	1 真珠母貝を養ってはならない。	引本浦	平成30年 6月1日 水成30年 8月31日 平成30年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年6月1日

			免	色許の内容となるべき事項等					在計畫	Æ ⇒ hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	先計中請 期	宠 予定日
三重区 第4116号	第1種 区画漁業	名	漁業の 時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置及び区域 漁場の位置 北牟婁郡紀北町引本浦地先	1	制限又は条件 真珠母貝を養殖してはならない。	地元地区 引本浦	存続期間 平成30年 6月1日 平成30年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	免 許 予定日 平成30年 6月1日

			夕	と許の内容となるべき事項等				みかけき	<i>4</i> 2. <i>≅</i> 1/r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許中請 期	兜 計 予定日
公示番号 三重区 第4117号	第1種 区画漁業	名	漁業の 時期 1月1日 から 12月31日		制限又は条件 1 真珠母貝を養殖してはならない。 	地元地区 引本浦	存続期間 平 30年 9月か成35日 8月31で	平成30年 4月3日 から	免 許 予定日 平成30年 9月1日

			夕	と許の内容となるべき事項等				左 ★ ★ ★	<i>‡</i> . ⇒ <i>t</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4118号	第1種区画漁業	貝類 養殖業	1月1日 から 12月31日	漁場の位置 北牟婁郡紀北町相賀渡利地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点1 紀北町相賀ハセガ谷、引本浦の境界の標柱1 号	1 真珠母貝を養 殖してはなら ない。	渡利	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年 9月1日
				基点2 紀北町相賀へ夕、引本浦の境界 (境目谷)の標柱2号 基点3 紀北町相賀へ夕大曲り東よりの標柱4号 基点4 紀北町相賀へ夕大曲り東よりの標柱4号 ア 1から2見通線上210メートルの点 イ 3から4見通線上188メートルの点					

			夕	と許の内容となるべき事項等				左 ★ ★ ★	Æ ≥ hr
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4119号	第1種 区画漁業	名 称 貝類 養殖業	時期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 北牟婁郡紀北町相賀渡利地先	1 真珠母貝を養殖してはならない。	渡利	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	対 取 平成30年 4月3日 から	予定日 平成30年 9月1日

			· 夕	と許の内容となるべき事項等				在新山寺	<i>‡</i> . ⇒ <i>t</i> r
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域	制限又は条件	地元地区	存続期間	究計中請 期	一
三重区第4120号	第1種 区画漁業	漁業の 名 類 養 無 で (垂 下式)	時期 1月1日 から	漁場の位置及び区域 漁場の位置 北牟婁郡紀北町相賀渡利地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町相賀渡利上地基地横の標識基点2 紀北町相賀迪水東側の標柱6号 基点3 紀北町相賀渡利新へタの岩 ア 1から310度00分150メートルの点イ2から305度00分205メートルの点ウ3から295度00分135メートルの点ウ3から295度00分135メートルの点	制限又は条件 1 真珠母貝を養殖してはならない。	渡利	存続期間 平成30年 9月1ら 平月35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	免 許 予定日 平成30年 9月1日

三重区第	漁業の名漁業の名第1種貝類運漁業養殖業	漁業の 時 期 1月1日	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
区迪		1月1日				地元地区	存続期間	期 間	
	(垂下式)	から	 漁場の位置 尾鷲市大曽根浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 尾鷲港大曽根浦東防波堤灯台 ア 1から319度00分160メートルの点イ 1から313度45分136メートルの点ウ 1から291度00分199メートルの点ウ 1から297度00分215メートルの点エ 1から297度00分215メートルの点 	2	を置ない。 真値ない。 真値ない。 まない。 養ら	大曽根	平成30年 9月1日 か成35年 8月31日 まで	4月3日 から	平成30年9月1日

	免許の内容となるべき事項等								分 新由建	在 新
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
三重区 第4122号	第1種 区画漁業	名	時 期 1月1日 から 12月31日	漁場の位置 尾鷲市九鬼町向名地先	1	制限又は条件 真珠母貝を養殖してはならない。	九鬼	存続期間 平成30年 9月1日 平成35年 8月31日 平 年 平 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日

	免許の内容となるべき事項等								A 批中建	A 批
公示番号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域		制限又は条件	地元地区	存続期間	期間	免 許 予定日
三重区 第4123号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業	1月1日 から 12月31日	漁場の位置 尾鷲市古江町地先	2	でである。 真確ない。 真確ない。 真確ない。 養らい。	曽根江	平成30年 9月1日 水成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から	平成30年 9月1日